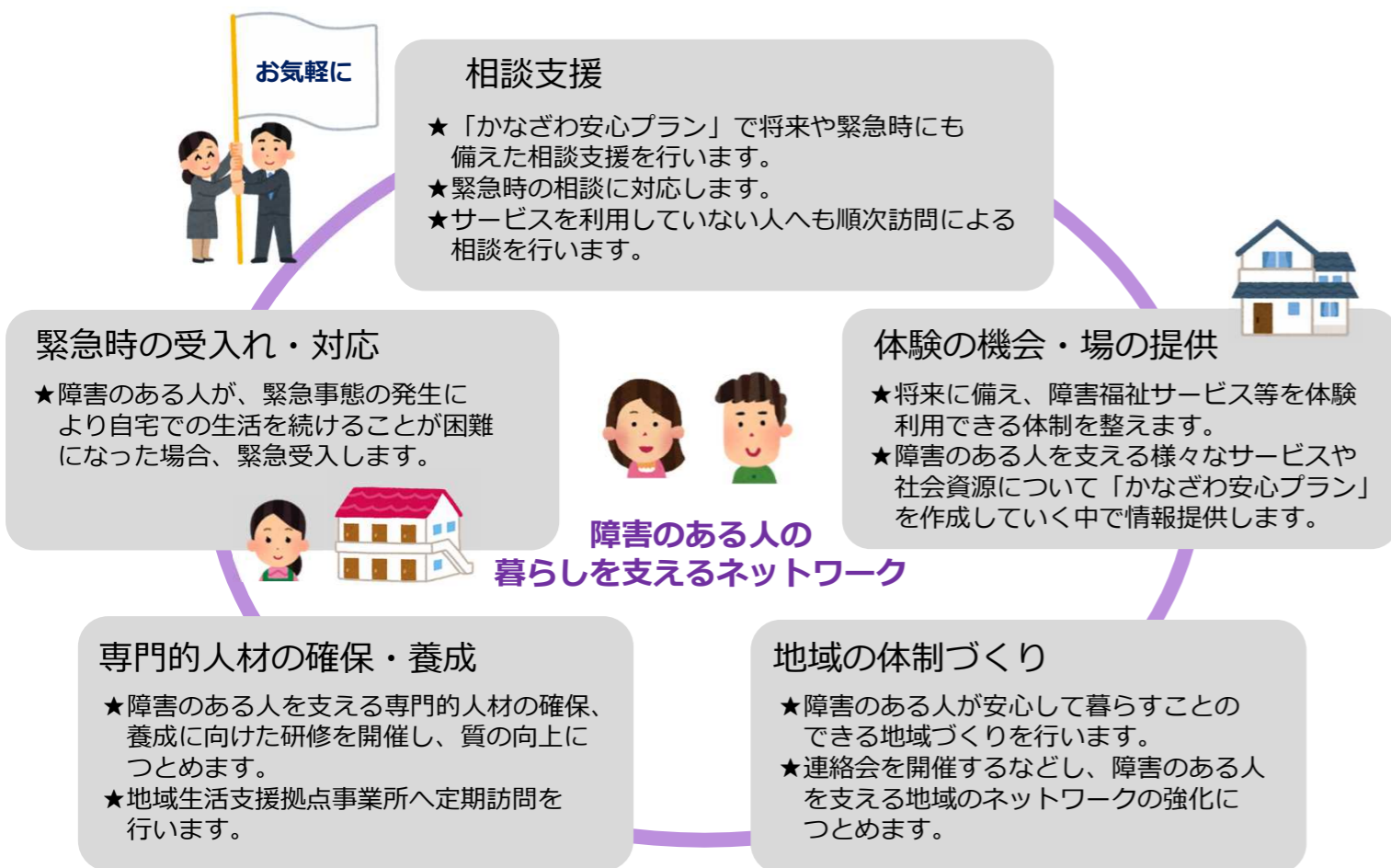


# 金沢市地域生活支援拠点推進事業

～地域の関係機関・事業所が協力して、障害のある人・障害のある児童の暮らしを支えます～



## 障害のある人と、その家族のための日常の支援計画と緊急時対応計画

# 「かなざわ安心プラン」



金沢市では、これまでの障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する際に作成し、市へ提出していただいていた「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」が、「かなざわ安心プラン」へとバージョンアップしました。

この「かなざわ安心プラン」では、これまでの日々の暮らしを支える支援計画となる「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」に、親なき後や将来を見すえた「Myライフプラン」と、災害時や緊急時等も想定した「クライシスプラン」が加わりました。

希望している暮らしを実現するためにどんな障害福祉サービスを利用していくのか、また、親なき後や将来はどんな暮らしを希望しているのか、そして万一、災害や緊急事態がおこったためのために、どんな備えをしておく必要があるのかなど、相談支援専門員とじっくり話し合いながら、「かなざわ安心プラン」を作成していきます。

## 緊急で支援が必要となったときは、緊急窓口(090-6942-5718)へ相談してください

何らかの急な理由により、いつも一緒に生活している人(家族など)と一緒に過ごすことができなくなり、障害のある人を緊急で支援する必要が生じた場合

- たとえば、
- いつも支援している人の急な病気やケガ等による中・長期の入院
  - いつも支援している人の要介護状態または退院のめどがたたない入院、入所、死去
  - いつも支援している人が一時的に障害のある人の支援ができなくなった場合 など

すでに「かなざわ安心プラン」を作成していて、平日の日中に相談することが可能な場合は、まずは相談支援事業所の相談支援専門員へご連絡ください。

緊急事態の発生が休日・夜間等の場合や、まだ「かなざわ安心プラン」を作成していない場合は、**090-6942-5718** までご連絡ください。

誰もが、どんなときも、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、まずは、一人ひとりの望む暮らしを実現するためのオーダーメイドの計画を、本人や家族と話し合いながら相談支援専門員と作成していきます。

# 金沢市では、障害のある人やその家族が、気軽に相談できる場所があります。

福祉サービスを利用するときや、生活で困ったときなど、気軽に相談することができます。

利用したい障害福祉サービスがあるので相談したい。  
または、すでに利用しているサービスがあり、そのサービスの更新や変更の手続きをしたい。

どんな障害福祉サービスがあるのかもよくわからないので、日々の生活を支えるための支援や、将来や緊急時の備えについても相談して、必要であれば「かなざわ安心プラン」を作成したい。

今は障害福祉サービスを利用する予定はないけれど、将来や緊急時に備えて、「かなざわ安心プラン」について聞いてみたい。

障害福祉サービスの利用にかかわらず、日々の生活のことや家族としてのかかわりなど幅広く相談したい。

どこに何を相談したらいいのかもわからないので、まずは一度相談したい。

## 指定特定相談支援事業所 指定障害児特定相談支援事業所

金沢市障害福祉課のHPに市内の相談支援事業所の一覧と空き状況を掲載しています

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaifukushika/gyomuannai/3/6/1/9299.html>



相談支援専門員を配置している事業所です。障害のある人や家族と話し合いながら、「かなざわ安心プラン」を作成し、相談支援を行っていきます。

## 委託相談支援事業所（4か所）

- 石川療育センター 229-3033
- オープンセサミ城南 232-0100
- 相談支援事業所あるふぁ 280-9147
- ピアサポートいしびき 231-3371

金沢市から委託を受けた、専門性の高い相談支援事業所です。障害福祉サービスの利用にかかわらず、幅広い相談に応じています。

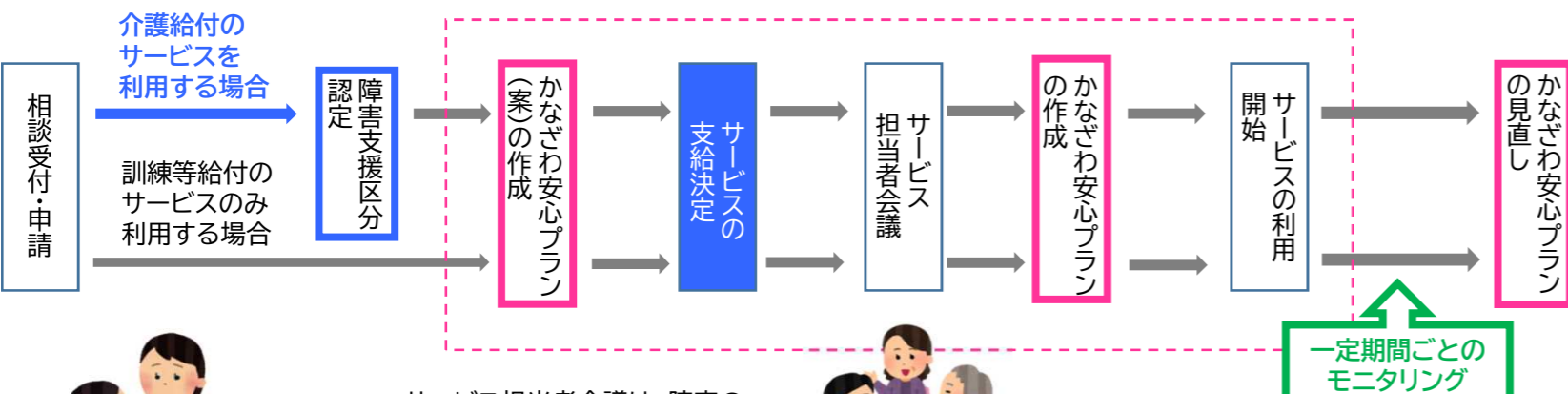
金沢市障害者  
基幹相談支援センター  
TEL 254-5656  
FAX 254-5858

金沢市  
障害福祉課  
TEL 220-2289  
FAX 232-0294

障害のある人が安心して暮らしていけるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、金沢市の相談支援の中核的な役割を担います。社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格をもつ相談支援専門員を配置しています。

## 相談支援専門員と一緒に「かなざわ安心プラン」を作成していきます

- (1) 障害福祉サービスを利用する際は、金沢市障害福祉課へ利用申請し、必要な場合は障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に「かなざわ安心プラン(案)」を作成し、市へ提出します。
- (3) 提出された「かなざわ安心プラン(案)」や勘案すべき事項を踏まえ、金沢市がサービスの支給を決定します。
- (4) 利用する予定の障害福祉サービス事業所等を交えて「サービス担当者会議」を開催し、今後の支援の方向性について確認します。
- (5) 「サービス担当者会議」での調整を受け、「かなざわ安心プラン」を作成し、サービス利用を含めた支援がスタートします。



サービス担当者会議は、障害のある人自身が主役となる会議です。自分の希望や思いを積極的にお聞かせいただき、実現に向けてチームで話し合います。

サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために、相談支援専門員が一定期間ごとに訪問し、モニタリングを実施します。

一番大切なことは、事前にきちんと話し合っておくこと。そして、繰り返し話し合いを続けることです。

## かなざわ安心プラン

### サービス等利用計画

障害福祉サービスを利用するための支援計画です。

### Myライフプラン

親なき後や将来の暮らしのイメージについて話し合いながら、様々な社会資源についての情報提供を受け、体験利用について検討します。

### クライシスプラン

災害や緊急事態には、どんなことが起こりえるのかを想定し、必要な支援について具体的に検討しておきます。

※「かなざわ安心プラン」の作成するための費用負担はありません。